

**京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、
京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館フルカラー複合機・モノクロ複写機の
リース契約並びに保守契約仕様書**

1 総則

本仕様書は、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「甲」という。）が運営を行う京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館で使用するフルカラー複合機及びモノクロ複写機（以下「機器」という。）の納入事業者（以下「乙」という。）を決定するための入札に適用します。

なお、当該機器はリースによる調達としますので、甲が別途執行する見積合わせにより、契約者となるリース会社を決定します。このため、本入札により決定する落札者は、甲が決定するリース会社へ機器を納入するものとします。

2 契約期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

3 見積方法

以下の見積金額の総額が最も安価な業者を落札業者とする。

- (1) 機器の納入金額
- (2) 複合機・複写機の1枚当たりの使用料を使用予定数量で乗じた保守料金

4 機種、機器占有寸法、数量、契約方法

機種	機器占有寸法	数量	契約方法	備考
① フルカラー複合機	幅1,150mm×奥行800mm以内	5台	リース契約	
② モノクロ複写機	幅1,150mm×奥行800mm以内	2台	リース契約	コピーサービス仕様

※①・②は、同一メーカーの新品製品とし、それぞれ保守点検、搬入、据付、設定及び調整を含むものとする。

また、上記①の機器占有寸法には、手差しトレイを使用する場合の寸法を含むものとする。

5 機器の設置場所

- (1) 京都市東部文化会館（京都市山科区栂辻西浦町1番地の8）は、①の機器1台を1階事務室内に設置する。
- (2) 京都市呉竹文化センター（京都市伏見区京町南七丁目35番地の1）は、①の機器1台を1階事務室内に設置する。
- (3) 京都市西文化会館ウエスティ（京都市西京区上桂森下町31番地の1）は、①の機器1台を1階事務室内に設置し、②の機器1台を1階エントランスホールに設置する。
- (4) 京都市北文化会館（京都市北区小山上総町49番地の2キタオオジタウン内）は、①の機器1台を1階事務室内に設置する。

(5) 京都市右京ふれあい文化会館（京都市右京区太秦安井西裏町1番地の6）は、①の機器1台を1階事務室内に設置し、②の機器を1階エントランスホールに設置する。

6 使用予定数量

設置場所	機種	モノクロ	少数色	フルカラー
京都市東部文化会館	①	1,500枚/月	100枚/月	200枚/月
京都市呉竹文化センター	①	1,500枚/月	100枚/月	200枚/月
京都市西文化会館ウエスティ	①	1,500枚/月	100枚/月	200枚/月
	②	500枚/月	—	—
京都市北文化会館	①	1,500枚/月	100枚/月	200枚/月
京都市右京ふれあい文化会館	①	1,500枚/月	100枚/月	200枚/月
	②	500枚/月	—	—

注1：予定数量は、概数を提示するものであり、保障するものではない。

注2：少数色とは、プリント時に3色以内の原稿を自動判別し、少数色プリントとしてカウントする機能を指す。

7 フルカラー複合機の仕様

(1) 基本仕様

- ア デジタル複写機であること。
- イ ウォームアップタイムが30秒以下であること。
- ウ スリープ機能を有しており、スリープ復帰時間が7秒以下（室温23°Cの場合）であること。
- エ 500枚以上給紙可能なトレイを4段装備（B5、B4、A4、A3）していること。
- オ 100枚以上積載可能な手差しトレイを装備していること。
- カ 50枚以上積載可能な自動原稿送り装置を装備していること。
- キ 最大消費電力が1.5KW以内であること。
- ク グリーン購入法、国際エネルギースタープログラム、RoHS対応、エコマーク商品の基準に適合していること。
- ケ 乙が部品等の供給もでき、機器の保守が可能であること。

(2) 複写機能

- ア 読取解像度が600×600dpiであること。
- イ 書込解像度が600×600dpiであること。
- ウ 郵便はがきの複写が可能であること。
- エ 自動両面コピーが可能であること。
- オ 省スペース化実現のため、胴内排紙であること。
- カ ファーストコピータイムがA4ヨコ、フルカラーで9秒以下であり、モノクロで6.5秒以下であること。
- キ 連続複写速度がA4ヨコ、フルカラー・モノクロ共に、毎分25枚以上あること。
- ク 複写倍率が25%から400%までの機能を有していること。

ケ 自動濃度調整、自動用紙選択、センター／枠消去、回転コピーの機能を有していること。

コ 操作の手順がわかりやすく表示される液晶タッチパネルを装備していること。

(3) プリンター機能

ア ネットワーク対応プリンターであり、2GB 以上のメモリーを装備していること。

イ 出力解像度は標準で、1200×1200dpi 以上であること。

ウ インターフェイスは、Ethernet 1000BASE-T / 100BASE-TX に対応していること。

(4) ファックス機能

ア メモリー送信、用紙切れ時の代行受信、受信時の用紙の向きに合わせる自動回転受信ができること。

イ モニターレポート、未送信レポートをプリントする機能を有していること。

ウ ワンタッチダイヤル及び短縮ダイヤルの機能を有し、現在使用中の宛先が登録可能であること。

エ ファックス受信中でもコピーが可能であること。

(5) スキャナー機能

ア 読取解像度は 600×600dpi であること。

イ インターフェイスは、Ethernet 1000BASE-T / 100BASE-TX に対応していること。

ウ ネットワークカラーレスキャナーとして運用が可能であること。また、ネットワーク上の共有スペースに PDF ファイルで保存可能であること。

エ スキャンファイルを一時的に保存する連番付ボックスをユーザーごとに作成ができ、ボックスごとに使用名称の登録が可能であること。

8 モノクロ複写機の仕様

(1) 基本仕様

ア デジタル複写機であること。

イ 利用者向けのコピーサービスとして、1,000 円札に対応したコインキットを装着すること。

ウ ウォームアップタイムが有効時 28 秒以下（室温 23°C の場合）、無効時 22 秒以下（室温 23°C の場合）であること。

エ スリープ機能を有しており、スリープ復帰時間が 12 秒以下（室温 23°C の場合）であること。

オ 500 枚以上給紙可能なトレイを 4 段装備（B5、B4、A4、A3）していること。

カ 100 枚以上積載可能な手差しトレイを装備していること。

キ 50 枚以上積載可能な自動原稿送り装置を装備していること。

ク 利用者がトレイから用紙を抜き取れないように対策すること。

ケ 最大消費電力が 1.5KW 以内であること。

コ グリーン購入法、国際エネルギースタープログラム、RoHS 対応、エコマーク商品の基準に適合していること。

サ 乙が部品等の供給もでき、機器の保守が可能であること。

シ 収益及び釣銭、消耗品の管理は甲が行うものとする。

9 機器の保守

- (1) 納入した機器を正常な状態で使用できるように保守を行うこと。
- (2) 設置場所に技術員を派遣して点検及び調整を行い、また、必要に応じて一般の部品の交換を行うこと。
- (3) 機器が故障した場合は、甲の要請により技術員を派遣し、速やかに正常な状態に復旧すること。

10 機器の管理等

- (1) 甲は、設置機器及び消耗品を善良な管理者の注意をもって使用し、管理する。
- (2) 甲が機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知するものとし、この場合、当該機器の移動は、原則として乙が行うものとする。

11 情報管理

- (1) 乙は、ハードディスク等の記録媒体に記録された情報（以下「データ」という。）を業務の履行以外の用途に使用してはならない。
- (2) 乙は、データの管理に当たっては、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん等を防止するなど、その適正な運営に努めなければならない。
- (3) 乙は、契約が完了したとき、契約の内容が変更されたとき、又はこの契約が解除されたときは、甲の指示に従ってデータを消去すること。

12 コピー料金の支払い

- (1) コピー料金は、1箇月間の複写枚数に契約単価を乗じて算出し、乙が翌月上旬に甲の各設置場所へ請求する。
- (2) 1箇月間の複写枚数は、乙において当該機器の点検・整備のために使用したコピー枚数及び乙の責めに帰すべき原因により生じた不良コピーの枚数を減じた枚数とする。
- (3) 甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に代金を支払う。

13 その他

- (1) 保守金額には、複合機使用に伴うトナー等の消耗品（用紙は除く）、保守に係る部品代、作業料等を含むものとする。
- (2) 既存の機器等の廃棄又はリース会社等への返却については、乙の責任において対応すること。
- (3) コピーサービス機の追加契約
 - ア 今後、甲からコピーサービス用複写機の追加契約の申し出があった場合は、乙とコピー料金のみで追加契約ができるものとする。
 - イ 一般利用者への予定設定価格は1枚当たり10円とするため、著しく高い単価設定は認めないものとする。
 - ウ 収益及び釣銭、消耗品の管理は甲が行うものとする。
 - エ 1,000円札に対応したコインキットを装着すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両者協議のうえ定めるものとする。